

写

7墨総総第905号の6  
令和7年9月30日

墨田区長  
山本 亨 様

墨田区行政不服審査会  
会長 安達 和 志

戸籍の附票の写しの不交付決定処分に係る審査請求について（答申）

令和7年7月1日付け7墨総法第349号による諮問について、別添のとおり答申  
します。

答 申

第1 審査会の結論

墨田区長（以下「処分庁」という。）が令和7年2月25日付けで審査請求人に対して行った戸籍の附票の写しの不交付決定処分（戸籍の附票の写しの交付の請求について（通知）によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和7年3月3日付け）において次のとおり主張し、本件処分を取り消し、当該戸籍の附票の写しを交付することを求めている。

審査請求人は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及びこれらに準ずる行為（以下「DV等」という。）を何ら行っておらず、DV等を行ったことに対する処分を受けているわけではない。また、墨田区からDV等に関する照会や調査を受けたこともなく、本来の権利である家族の戸籍の附票の写しの交付を制限される理由はない。

審査請求人は、本件処分により、自分及び家族の戸籍を確認することができない不利益を被っている。

審査請求人は、住民基本台帳事務におけるDV等の被害者の保護のための措置（以下「支援措置」という。）により、自分の子どもの行方が分からなくなっており、子どもから、子どもの権利条約第9条に規定する「親と引き離されない権利」を奪っている。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和7年3月24日付け）及び口頭による説明（同年7月31日聴取）において次のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

処分庁は、審査請求人の配偶者から最初に支援措置の実施の申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）が住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）第5-10に基づき審査請求人の配偶者に対して支援措置の実施を決定していることから、本件処分を行ったものである。

審査請求人は、DV等を行っておらず、墨田区からDV等に関する照会や調査を受けたこともないと主張するが、事務処理要領には、支援措置の実施の申出を受理する際に、相手方（当該申出の相手となる者をいう。以下同じ。）の主張を聴取したり、相手方の調査をするための規定は設けられていない。

当初受付市町村長は、審査請求人の配偶者が、事務処理要領第5-10-ア(ア)Aに規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者に該当し、相手方が、当該支援措置の実施の申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の一部の写しを閲覧し、又は住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を受けると認められるとして、相談機関の意見を聴取した上で、支援の必要性を確認している。

審査請求人が本来の権利であると主張する「家族の戸籍の附票の写し

の交付」が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条の規定による審査請求人自身並びにその配偶者及び直系卑属に係る戸籍の附票の写しの交付請求のことであるとすれば、審査請求人が当該請求をする権利はあるが、事務処理要領第5-10-コ(1)(A)は、「相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合」については、「不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は・・・法第20条第3項各号・・・に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。」としており、処分庁が本件処分を行ったことは、事務処理要領に定める取扱いに準拠したものといえる。

審査請求人は、本件処分により、自分及び家族の戸籍を確認することができない不利益を被っていると主張するが、審査請求人自身並びにその配偶者及び直系卑属に係る戸籍の全部事項証明書等の取得は可能である。

審査請求人は、本件処分により子どもの行方が分からず、その結果、子どもから子どもの「親と引き離されない権利」を奪っていると主張するが、この支障は、事実上のものであり、本件処分から法律上直接に生ずる効果ではない。

### 第3 審理員意見書の要旨

審理員は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定により、審査庁に提出した審理員意見書（令和7年6月20日付け）において、本件審査請求は、理由がないため、同法第45条第2項の規定により、棄却されるべきであるとする。

その理由は、以下のように要約される。

- 1 国は、市町村に対し、法の目的を達成するため、法の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとされているところ（法第31条第1項）、支援措置の運用に関しては、国により要領が定められ

ているのであるから、各市町村長は、その定めが明らかに法令の解釈を誤っているなど特段の事情がない限り、これにより事務処理を行うことが法律上求められているといえる。

そして、事務処理要領の定めは、住民に関する記録の適正な管理を図り、住民のプライバシー保護に配慮するという法の目的に合致するとともに、国及び地方公共団体は、配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力の被害者の適切な保護を図る責務を果たすという観点からも合理性を有するものであるから、法の解釈を誤ったものということとはできない。

したがって、市町村長は、支援措置を講ずることにした場合における当該DV等の被害者に係る戸籍の附票の写しの交付については、事務処理要領第5-10に従って運用し、裁量権を行使すべきことになる。

2 処分庁は、審査請求人から請求のあった戸籍の附票の写しについては、支援措置申出書による申出により交付が制限されていたため、事務処理要領第5-10に基づき本件処分を行ったものであり、裁量権の逸脱・濫用の違法があるとはいえない。

### 3 審査請求人の主張について

上記第2の1の主張について

事務処理要領第5-10-オは、当初受付市町村長から他の市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める申出書の転送を受けた他の市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取するなどして支援の必要性を確認するものとしているが、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとしている。

また、事務処理要領には、相手方の主張を聴取する規定や、相手方のことを調査する規定は設けられていない。

以上からすると、本件処分は、法令等の規定に従い、適正にされたも

のであって、何ら違法又は不当な点は存在せず、審査請求人の主張に理由はない。

上記第2の1の主張について

審査請求人は、審査請求人自身並びにその配偶者及び直系卑属の戸籍の全部事項証明書等の取得は可能であり、本件処分により審査請求人の権利行使が全く閉ざされているものではないので、当該主張は、本件処分の適法性・妥当性の判断に影響を与えるものではない。

上記第2の1の主張について

当該主張は、子の権利であり、審査請求人の権利を前提にする主張ではないので、失当である。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 法令等

法は、市町村（特別区を含む。以下同じ）において、住民の居住関係の公証等の基礎とし、住民に関する記録の適正な管理を図る等のために、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め（法第1条）、住民基本台帳を構成する住民票（法第6条）の正確性を確保するため、市町村長は戸籍を単位として氏名、住所等を記載した戸籍の附票を作成しなければならないものとし（法第16条及び第17条）、これにより住民票と戸籍を関連させることとしている。

そして、国は、市町村に対し、法の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとし（法第31条第1項）、住民基本台帳等の運用に関し事務処理要領を定めている。

したがって、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、その定めが明らかに法令の解釈を誤っているなど特段の事情がない限り、事務処理要領により事務処理を行うことが法律上求められているというべきである（最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決参照）。

事務処理要領第5 - 10において、市町村長は、相手方が、住民票の写しの交付等の制度を不当に利用してDV等の被害者の住所を探索することを防止し、もってDV等の被害者の保護を図ることを目的として、法の規定に基づき、支援措置を講ずるものとしている。

この支援措置は、DV等の被害者の申出に基づいてDV等の被害者及び相手方を予め把握し、法の運用に反映させようとするものであり、住民に関する記録の適正な管理を図るという法の目的（法第1条）に合致するとともに、国及び地方公共団体は、配偶者暴力防止法に基づきDV等の被害者の適切な保護を図る責務を果たすという観点からも合理性を有するものである。

そして、事務処理要領は、支援措置において相手方とされている者からの支援措置対象者に係る住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出について、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否するものとしている。

## 2 本件処分

処分庁は、審査請求人から交付の請求を受けた戸籍の附票の写しについて、当初受付市町村長が事務処理要領第5 - 10に基づき審査請求人の配偶者に対して支援措置の実施を決定していることから、本件処分を行った。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人の上記第2の1 から までの主張について、以下のとおり判断する。

事務処理要領第5 - 10 - オによれば、当初受付市町村長から支援措置の実施を求める申出書の転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、当初受付市町村長の確認の例により、支援の必要性を確認することになるが、その場合、「原則と

して、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。」とされており、処分庁は、本件に関し、当初受付市町村長が、事務処理要領第5 - 10 イに基づき支援の必要性を確認していることから、当該当初受付市町村長による確認をもって、本区における支援の必要性もあることとして、支援措置の実施を決定し、本件処分を行ったものである。

そして、事務処理要領では、警察等の意見を聴取するなどして支援の必要性を確認することが求められているものの、相手方（審査請求人）の言い分を聴取する規定や、相手方（審査請求人）に関する調査をするための規定を設けていないが、これは、相手方は、DV等の被害者に対して強い執着心を抱いていることが通常であり、DV等の被害者の住所等個人情報漏洩することはDV等の被害者の生命又は身体の危険に直結するおそれがあると考えられることを考慮したものと考えられる（名古屋地裁令和2年2月27日判決参照）。

したがって、処分庁が、本件処分を行うに際し、相手方に確認することなく、また、支援の必要性に疑義が生ずる特段の事情が認められなかったため、事務処理要領第5 - 10 - オの「原則」に基づき本件処分を行ったことに法令違反は認められない。

以上によれば、本件処分は、法令等に従い適正になされたものといえる。

本件処分によっても、審査請求人は、自身及び配偶者、直系卑属の戸籍の全部証明書の取得や、自身の情報のみを記載した戸籍の附票の写し（個人事項証明書）の取得は可能であり、審査請求人の主張は採用できない。

子どもの権利条約第9条に規定する「親と引き離されない権利」は、子どもの権利を保障するものであり、親である審査請求人の権利の根拠

規定とはいえないため、その主張は採用できない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当の点はなく、審査請求人の主張は理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、次のように審査した。

令和7年7月1日	・ 諮問
令和7年7月31日 (第1回審査会)	・ 処分庁から口頭による説明を聴取 ・ 調査審議
令和7年9月8日 (第2回審査会)	・ 調査審議

(答申に関与した委員の氏名)

安達 和志、木ノ内 建造、岡田 卓巳、川合 敏樹、中野 剛史